

新たな「札幌市教育振興基本計画」検討会議の運営

1 会議の公開

(1) 会議の公開・非公開

会議は公開とする。ただし、会長が会議に付し、他の委員の半数以上の了承を得た場合は、非公開とすることができる。(要領第7条の2)

(2) 傍聴の方法

検討会議の議事を傍聴しようとする者は、備付けの傍聴人名簿に、その住所及び氏名を明記し、係員の指示を受けなければならない。

(3) 傍聴人の制限

会長は、会場の都合により、傍聴人を制限することができる。

(4) 傍聴者の遵守事項

すべて傍聴人は傍聴席において次の事項を守らなければならないものとし、会長は、これに従わない者のあるときは、退場を命ずることができる。

ア 見苦しくない服装であること。

イ 帽子、襟巻等の類を着用しないこと。

ウ 飲食又は喫煙をしないこと。

エ 静粛を守り、私語談笑しないこと。

オ 委員の言論又は議案に対し可否を評しないこと。

カ 写真、ビデオ等の撮影、録音を行わないこと。ただし、会長の同意を得た場合は、この限りではない。

キ その他喧騒にわたり、議事の妨害となる行為をしないこと。

2 議事録

(1) 議事録の公開

会議が開催された時は、事務局で議事録を作成し、これを公開する。

(2) 議事録に記載する事項

議事録には、原則として次の事項を記載する。

ア 開会及び閉会に関する事項

イ 出席委員の氏名、事務局職員の氏名

ウ 議題及び議事の概要

エ 質問又は討議をした者の氏名及びその要旨

オ その他必要な事項